

兵庫県立自然公園条例等を改正する案について（概要）

令和3年12月

自然環境課

1 背景

国においては国立・国定公園の適正利用の促進を目的として、自然公園法等の一部改正が行われた。

- ・自然公園法の一部改正（公布 R3. 5. 6）
- ・自然公園法施行令の一部改正（公布 R3. 9. 17）
- ・自然公園法施行規則の一部改正（公布 R4. 1 以降予定）

県立自然公園条例では、公園内の開発行為は、特別地域（特に景観に配慮すべき地区）においては「申請・許可」、普通地域（特別地域以外）では「届出」となっている。近年、県立自然公園普通地域内において、残土処分地等による土地の形状変更等の大規模な開発行為が見受けられる。

これらの状況を踏まえ、法改正に伴う適正な利用促進への対応を図ること、県立自然公園普通地域における一定規模以上の開発行為について事前の自然環境調査を求めること、開発行為に問題がある場合に行為の禁止を求める等の具体的な処理基準を定めることとし、兵庫県立自然公園条例、兵庫県立自然公園条例施行規則、国定公園及び県立自然公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準の改正を行う。

2 改正概要

（1）兵庫県立自然公園条例

ア 地域主体の自然体験アクティビティ促進の法定化・手続の簡素化

（条例第5条、第6条の2、第15条の6、第15条の7、第15条の8、第15条の9、第15条の10、第9条等関係）

公園計画において、従来の利用施設のハード整備に加え、新たに自然体験アクティビティの促進を位置づけ、市町やガイド事業者等から成る協議会を設け、自然体験活動促進計画を作成。知事の認定を受けた場合には、計画に記載された事業の実施に必要な許可を不要とする。

イ 地域主体の旅館街等の街並みの利用拠点整備の法定化・手続の簡素化

（条例第6条の2、第7条の2、第7条の3、第7条の4、第7条の5、第7条の6、第7条の7、第17条の7関係）

公園利用の拠点となる旅館街等の街並みを整備するため、市町や旅館事業者等から成る協議会を設け、利用拠点整備改善計画を作成。知事の認定を受けた場合には、計画に記載された事業の実施に必要な許認可を不要等とする。

ウ 自然公園の県内外へのプロモーションの促進

（条例第29条の2関係）

県は、自然公園の利用の増進に関する情報・普及宣伝を行うよう努める。

エ 野生動物の餌付け規制による人身被害等の予防

（条例第15条関係）

クマ・サルなど餌付け等、野生動物の生態に影響を及ぼし公園利用に支障を及ぼすおそれのある行為を規制する。

オ 公園事業の譲渡による公園事業者の地位の承継に関する規定の整備

(条例第7条の9関係)

公園事業を譲渡する場合に、知事の承認を受けた時は、譲渡人が公園事業者の地位を承継する。

カ 公園管理団体の業務の見直しによる指定の促進

(条例第23条関係)

公園管理団体の指定にあたり、利用者への助言指導や調査研究等の実施能力を必要としないこととする。

キ 罰則の引上げ

(条例第31条、第32条、第33条、第34条関係)

今回追加する施策についての罰則を定めるとともに特別地域の行為規制等に違反した場合の罰則を1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に引き上げる。

(2) 兵庫県立自然公園条例施行規則

ア 普通地域における自然環境調査の実施

(施行規則第18条関係)

普通地域内での行為にあって、1ヘクタール以上の行為については、現行特別地域内の申請で求めているものと同様の自然環境調査書類を求める。

<環境調査書類>

- ①植生、動物相その他の風景の状況並びに特質
- ②自然的な効用及び社会経済的な効用
- ③風景に及ぼす影響の予測及び影響を軽減するための措置
- ④当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を比較した結果

<対象>

- ・面積が1ha以上の行為
(道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。)
- ・延長2km以上若しくは幅員が10m以上の計画道路の新築
(許可及び届出行為が行われる場所に到達するためのものは除く。)

イ 自然公園法等の改正に伴う改正

(施行規則第1条の2、第1条の4、第2条、第3条、第6条、第9条の2～第9条の6、第10条、第15条、第15条の3、第17条の7、第20条の6～第20条の10、第23条の2、第25条関係)

自然公園法、自然公園法施行令、自然公園法施行規則改正に伴う規定、手続き等の新設及びその他添付書類の見直し等による事務の簡素化。

(3) 国定公園及び県立自然公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準

ア 用語の定義の明確化

(概要説明関係)

「風景」を定義する。

<風景の定義>

- ・植物、動物、地質、鉱物、大気、水等の自然物若しくはこれらに基づく自然現象若しくはこれらを包む自然環境又はこれらが醸し出す雰囲気を行い、

清浄な大気、野鳥の可憐な鳴声等又は自然環境と調和しこれと一体をなしている史蹟、遺蹟等の文化景観を含む。

イ 太陽光発電施設の新設、改築及び増築で基準の追加

(2) 太陽光発電施設の新設、改築及び増築)

⑦植生の復元が困難な地域等の基準に県、市町指定の名勝天然記念物を加える。

ウ 土地の形状変更で原則禁止となる行為の明確化

(5) 土地の形状変更関係)

土地の形状変更の行為に対し、主要な展望地から展望する場合の著しい妨げになる行為、植生の復元が困難な史跡名勝天然記念物(国県市町指定)のある地域内の行為、土砂及び汚濁水の流出のおそれがある行為等、原則禁止となる行為を明確化。

<条文>

(5) 土地の形状変更関係

大規模な土地の形状変更を伴う行為は、周辺の広範な地域から望見又は注視されやすく、野生生物に影響を及ぼす可能性がある、又は土砂の運搬その他の土地の形状変更に関連する行為により、周辺に騒音等を継続的に発生させるため、自然風景に大きな影響を与える場合がある。

このため、面積が1ha以上の行為(道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるものを除く。)又は延長が2km以上若しくは幅員が10m以上の計画道路の新築(許可及び届出行為が行われる場所に到達するためのものは除く。)で、風景を保護するために必要があると認められる場合は、措置命令等を行うものとする。この場合において、次のいずれかに該当するものについては、原則として禁止するものとする。

- (1) 盛土、切土等による土地の形状変更及びそれに附帯して設置する構造物により主要な展望地から展望する場合の著しい妨げになるもの。
- (2) 盛土による土地の形状変更及びそれに附帯して設置する構造物により山稜線を分断すること、切土による土地の形状変更により山稜線の形状を変更すること等重要な眺望の対象に著しい支障を及ぼすもの。
- (3) 盛土、切土等による土地の形状変更及びそれに附帯して設置する構造物により、色彩及び形態がその周辺の風景と著しく不調和であること。
- (4) 土地の形状を変更する規模が最小限であると認められないこと。
- (5) 当該土地の形状変更による土砂及び汚濁水の流出のおそれがあること。
- (6) 野生動植物の生息又は生育上その他の風景の保護上重大な支障を及ぼすおそれがあること。
- (7) 植生の復元が困難な地域等(次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定がされていること若しくは兵庫県文化財保護条例(昭和39年4月1日条例第58号)第31条第1項の規定若しくは市町の文化財保護に関する条例の規定による史跡名勝天然記念物の指定がされていること又は学術調査の結果等により、特別保護地区又は第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。)内において行われるもの。

ア 風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域

イ 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域

- ウ 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域
- エ 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域

また、土地の形状変更のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定される廃棄物の最終処分場にあつては、廃棄物を埋立てることに加え、大規模な土地の形状変更を伴うことが多く、自然風景に大きな影響を与える場合がある。

廃棄物最終処分場にあつては、次のいずれかに適合する場合を除き、原則として禁止するものとする。

- (1) 既に土石の採取等により地形が改変された土地において最終処分場を設置する場合であつて、修景等の措置により公園の風景の保護上、従前より好ましい状態を生ずることとなる場合
- (2) 当該公園区域内で生ずる廃棄物を処理することが主たる目的の施設であつて、当該普通地域外において設置することが、自然的、社会的その他の観点から見て著しく不合理な場合

3 今後のスケジュール（予定）

公布・施行令和4年4月